

福山市と三原市との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部
を変更する連携協約

福山市及び三原市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、次のとおり2015年（平成27年）3月25日付け福山市と三原市との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を締結する。

第1条中「府中市」の次に「、竹原市」を加える。

この連携協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、福山市及び三原市が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

2024年（令和6年）3月28日

広島県福山市東桜町3番5号

福山市

福山市長

板弘 直幹



広島県三原市港町三丁目5番1号

三原市

三原市長

岡田 吉弘

